

各 位

香川県高松市鍛冶屋町7番地12  
**穴吹興産株式会社**  
代表取締役社長 穴吹 忠嗣  
(コード番号 8928 東証スタンダード)  
専務取締役 富岡 徹也  
管理本部長  
問い合わせ先  
電話番号 087(822)3567

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日開催予定の第59期定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

- (1) 2006年6月に「証券取引法」(昭和23年4月13日法律第25号)の改正が成立し、2007年9月30日から「金融商品取引法」として施行され、当社が事業として行ってきた信託受益権販売業が「第二種金融商品取引業」として規定されているため、現行定款第2条に定める目的について所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条及び第24条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記③の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年9月28日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2022年9月28日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p>当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (10) (条文省略)</p> <p>(11) <u>信託受益権販売業</u></p> <p>(12) ~ (31) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>が招集し、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会は、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p><u>第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第24条 (招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第2条 (目 的)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(1) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u></p> <p>(12) ~ (31) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条 (招集権者及び議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、<u>その取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が議長となる。<u>その取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>第19条 (電子提供措置等)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第24条 (招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>